

国境のない騎士団

Vol.11
2003.9.8

「クアラルンプール事件」に関わる
反証開始にあたっての意見書

発行 ハルの会＝和光晴生支援のために

「クアラルンプール事件」に関する反証開始にあたっての意見書

逮捕・監禁・殺人未遂 被告人 和光晴生

上記事件に関する弁護側反証の開始にあたり、被告人により
意見陳述を行ないます。

2003年9月8日

被告人 和光晴生

東京地方裁判所 刑事第四部 御中

目次

はじめに	
一、「クアラルンプール闘争」が計画・実行されるに至った経緯	72.
二、「クアラルンプール闘争」における銃撃状況について	6.
三、「クアラルンプール闘争」における「逮捕・監禁」状況について	19.
四、私が旧「日本赤軍」を脱退した経緯について	21.
五、旧「日本赤軍」の「自己批判を基軸とする思想闘争」に対する私の批判	25.
六、パレスチナ解放闘争の現場で私が体験したことから	34.
七、日本警察庁と東京地方検察庁による国際拉致・誘拐行為について	40.
八、被害者の方々への謝罪	42.

(全42頁)

— * —

はじめに

「クアラルンプール闘争」については、2000年9月26日の第一回公判において朗読提起した「意見書」の中へ既に、その「目的」、「動機」、「手段」にある内容を述べてあります。

更に、これまでの41回を数えた公判の間に、

2001年6月18日の第10回公判では「訴因変更請求に対する意見書」を、

2001年12月25日の第20回公判では陪席裁判官の交代を機に「意見書」を、
として、

2003年1月28日の第33回公判では、「ハーク事件に関わる反証開始にあつての意見書」を提起してきました。

それらの中で、「ハーク」「クアラルンプール」両事件に関わる私の見解、主張、謝罪の意の表明などがなされていきます。それらは今も変わらぬものとしてあります。今回はそれらに加えて、以下を提起します。

一、「クアラルンプール闘争」の計画、実行されるに至った経緯

▷ 1975年8月4日に実行された「クアラルンプール闘争」は、その五カ月前の1975年3月に、旧「日本赤軍」のメンバーであった西川純さんと、ほぼメンバーに準じた形で活動をともにしていた戸手知夫さんとの二人が、スウェーデンのストックホルムで逮捕されたうえ、日本に強制送還されたことから、その奪還を目指して計画され、実行された作戦でした。その点では「モンペク作戦」が失敗し、逮捕者が出たことから、その失地回復のために計画、実行された「ハーク闘争」と同様の経過をたどつたと言えます。

▷ それ故、「ハーク闘争」の経験を踏まえた形で、「クアラルンプール闘争」は実行されたということになるのですが、教訓を生かしたことはできていないと言わざるを得ません。その理由としては、やはり「ハーク闘争」後の総括会議が不徹底であったことかあげられます。たまたま、ストックホルムでの二人同志の逮捕という敗北を繰り返したという点、日本

強制送還された後の、警察と検察による取り調べの折りの屈服、自供という事態まで起きてしまったのです。

- ▷ ストックホルムに同志たちを送り出したのは、共闘関係上で必要性が生じたからでした。当時、バイルトには重信房子さんは不在でした。丸岡修さんと私が、非公然組織を相手とする対外活動を共働する形で担っていたのです。同志たちを北欧に向け調査活動に送り出す計画については、丸岡さんが中心となって進められたことでした。
- ▷ 丸岡さん自身は、彼の不在中に「ホンヤク作戦」の失敗とか、不十分形で遂行された「ハガ闘争」とか、あったことに対し、自分からもっとしっかりした闘い方をやるのに、というような想いを抱いていた様子もありました。
- ▷ その辺のことで、丸岡さんと重信さんの間で、「リッタ闘争」以後の闘いをどのように組織して行くのか、ということを中心に、不一致の対立があったこと、私にも認識できています。私自身は、丸岡さんに対し、距離を置く形になっていたことは否定できません。
- ▷ そのような隊内事情の結果として、「ホンヤク作戦」失敗などの教訓から、丸岡さんには共有されたい要素があり、同じ様な敗北を繰り返すことになってしまっていたと言えます。
- ▷ それに加え、二同志の屈服、自供という事態が、その当時の「日本赤軍」の隊内では、極めて深刻な問題として受けとめられていました。それまで、「リッタ闘争」の戦士たちのモラルを堅持するとか、「リッタ闘争」の地平を継承するとかのスローガンを結集軸としていたのか、単なる掛け声でしかなかったことを認めざるを得なかったからです。
- ▷ とくに丸岡さんは「リッタ戦士」たちも直接知っている主体だ、ということ、突っ張る姿勢をとっていたように私には見えました。その分、彼はストックホルムへの送り出しを担当していたこともあり、事態を深刻に受けとめていたようです。
- ▷ その後、丸岡さんは、イラクのバグダッドに向け出掛けて行ったのです。旅行の目的などは私には告げられませんでした。しばらくしてから分かったことなのですが、丸岡さんは奪還闘争を組織するべく、それを

PFLP (パレスチナ解放人民戦線)の海外作戦部長であるアブ・ハニムに相談しに行ったものの、丁度、アブ・ハニムの方でも別の作戦計画を進めていたことから、そのままバグダッドに足留め、特機^{テロ}の形にされてほっていたようにした。

- ▷ 私自身は、その当時は「日本赤軍」のメンバーが逮捕されたなら、私を含め誰にせよ、完全黙秘^{シロ}が貫徹できず、屈服、自供してほうのか当然、の組織実態にあるわけはたしか、という問題意識を抱いていた。
- ▷ そこで、これまで隊内には、お互いの本音を言い合うような関係になかったことを直視し、その克服を目指し、自分たちでできることから開始しようということで、当時、バグダッドで軍事委員会として共同生活を送っていた数人のメンバーの間で、「回覧板ノート」による、各人の問題意識の交換というのを始めました。お互いの考えを知るということでは、かなり有効であったと思っています。その後、「クアラランフェール」での作戦を共に担うにいたったチームワークといたっては、当時の共同生活の中で、「回覧板ノート」の試み^{試み}を通じて形成されたものと見られます。
- ▷ この「回覧板ノート」の試みについては、丸岡さんか重信さんの裁判の7月16日の公判に弁護側証人として出廷し、証言した中で言及し、それを提起したのは重信さんである旨述べておいたが、それは事実と異なっています。丸岡さんは当時不在でしたから、実情を把握できていなかったものと思われず、実際には軍事委員会のアパートで自発的に開始されたことでした。
- ▷ そのような自発的な活動については、当時出されはじめていた隊内文書で紹介され、他の委員会や他の地区でも試みられるべきである旨、提起されておりました。それを丸岡さんか後で読んで、甚だしいたかでしょう。
- ▷ 併行して、政治委員会からは、レポート用紙数頁のものをしかなかったから、「日本赤軍」としては初めて隊内文書が第1号から第4号まで出されることになりました。「1-6が闘争」後の「総括会議」では三委員会体制という形をつくったことにはなっていたから、三同志の屈服、自供という事態を経て、ようやく組織としての体実を向う方向が

生まれたと言います。

- ▷ それらの活動が積み重ねられていた頃、どうやら丸岡さんは、アフリカに意図的に足留めされたまま、バグダッドで動きかかれながらUSらしいということも分かりました。
- ▷ その一方で、日本の三木首相が、ベトナムでの敗北を経たばかりのアメリカを訪問する予定でいることを知り、ベイルートにいる軍事委員会メンバーの間では、首相訪米に合わせて、奪還作戦計画、準備すべきではないか、という意見が強まりました。三木首相がアメリカに滞在している間に、どこかの国にあるアメリカ大使館を占拠するよう作戦を実現できれば、日本政府も同志釈放要求を受け入れざるを得なくなるのではないか、というのが基本構想となっていました。
- ▷ このような動きの中で、具体的な計画、準備にあたっては、私が主導的な役割を担った、ということも明らかにしておきます。他の実行部隊メンバーについては、私は述べる意思はありません。
- ▷ この新設の同志奪還闘争の計画、準備にあたっては、「ハーグ闘争」の経験が踏まえられていたのは事実です。「ハーグ闘争」の当時は、組織の体を成していなかったのに対し、この頃には、「日本赤軍」の名の下に、三委員会制という組織体制が成立していました。この点から「ハーグ」と「クアラルンプール」との二つの作戦の間の取り組み方における相違点としてあります。
- ▷ 「クアラルンプール闘争」は軍事委員会が遂行した作戦でした。ただし、奪還対象に二名の同志のみならず、旧「共産同赤軍派」や「連合赤軍」、そして「東アジア反日武装戦線」の同志たちをも含める、という判断、決定が、どういう形でなされたのか、などのことについては、現時点、現段階で私から述べることはありません。
- ▷ 攻撃目標をどこか国にあるアメリカ大使館にするか、ということでは、その当時、ベトナム解放闘争の歴史的な大勝利があったことから、その情勢を踏まえた作戦としたという事で、ベトナム周辺の東南アジアの国家に絞って調査をすることにしました。
- ▷ その頃、タイのバンコックで、ポリスチナの「黒い九月」(ブラック

セブテム(一)を名乗る組織が作戦を起していたことから、それ以外の国と
いうことで、マレーシア候補にあがりました。

- ▷ 実際の調査では、共闘関係にある組織の拠力を得た部分も
あります。それについても現時点で述べることはありません。
- ▷ クアラルンプールのアメリカ大使館は AIA という保険会社が所有
する複合ビルの 10 階と 11 階を借り切った形で、領事部
は 9 階にあり、しかも同じ階には、ストックホルムで逮捕された
二人の同志を日本に強制送還した、スウェーデンの大使館も同居し
ていることが分かりました。同じビルの 5 階には日本大使館が入っ
ている、ということもあり、それで攻撃対象は決定されました。
- ▷ ただし、この時の調査には不徹底だったところがありました。それは、同じ
階にあった AIA という保険会社の事務所に、どれだけの人がいるか
までは把握できていなかったことです。その結果、外交官以外の人々を
更に数多く人質にする事態を招いてしまったのです。その点は私たちに
とっても不本意なことであった、ということも述べておきます。
- ▷ 「クアラルンプール闘争」については、「ハーグ闘争」と異なり、旧「日本赤軍
関係者」の供述調書とかはありません。検察側冒頭陳述でも多くは
語られていません。それ故、現時点では、作戦の準備過程について
これ以上語ることはありません。
- ▷ 被告人質問の機会に、更に提起すべきことは述べることにします。

二、「クアラルンプール闘争」における銃撃状況について。

- ▷ 検察側冒頭陳述では、その 13 頁の「一、本件犯行に至る経緯等」
の「2」のところで、「被告人は マレーシアのクアラルンプール市などにおいて、
奥平、日高ら数名と共に、『在マレーシア、アメリカ合衆国大使館を占拠
して、同館員らを入質とし、これを交換に、日本国内で拘置中の
西川らを奪還する。これを妨害し、若しくは抵抗するものがあれば、
殺害することやむを得ない』旨の意思を相通り本件犯行に

ついでに「共謀を遂げた」と述べています。しかしながら、検察側立証の中では、いつ、どこで、誰が、どのようなことを述べたのか、一切明らかにされませんでした。空想による立証は言えません。

▶ 同じ冒頭陳述では、「ハーグ闘争」についての冒頭陳述と同様の「これを妨害し、若しくは抵抗する者があるは、殺害することをやむを得ない意思を相通い」という表現が用いられており、これでは殺意と共謀を強調すべく、単純に同じ文章が機械的に繰り返されただけであることが明らかです。あまりに安易にすぎます。

▶ 「クアラルンプール闘争」の実行部隊は、「ハーグ闘争」の経験を踏襲し、同志奪還の要求貫徹のためには死者を出さぬようにすること、日本、アメリカ、スウェーデン、マレーシアなど複数の国家を巻き込むこと、強硬な突入作戦などを行わずに、くわ構成を作り出すこと、交渉にあたっては、日本政府を相手とせず、マレーシア政府を通じ、要求の実現を図ること、ランティンク先は自ら獲得する姿勢を貫き、そのためには、ギャランティとなる外交官を要求すること、などを作戦の基本として確認していました。

▶ 作戦実行部隊を五名としたのは、勝利を確実にするためでした。五名以上の人員を投入している以上、マレーシア政府当局が、強硬策をとる口実となるような事態を生みださぬようにすること、最大限に力をつけていました。二名の同志が逮捕されており、その奪還を目指して五名が逮捕されたり、命を失うようなことは絶対避けなければならなかったのです。それ故、検察側冒頭陳述に言われているように、「殺意」及び、その「共謀」というような事実は、まったくなかった、ということと断言します。

▶ 作戦の具体的な手順としては、外來者を装って、領事部のある階に行き、その場に居る人々を制圧し、人質として確保した場合は、マレーシア警察及び政府当局、そしてマスコミに対して、「日本赤軍」が作戦を決行した旨の通告を、電話と要求書の窓からの投下をもち、

迅速に行われ、現場一帯への当局による統制と指揮をできるだけ早く行わせるように促すことが目指されていました。

- ▶ アメリカ大使館領事部にいた外交官、職員、外來者の方を人質として確保した上で、まずとられたのが、入口のバリケードを築いて防衛態勢を固めること。電話による数カ所の対象への通告でした。
- ▶ 人質の人たちを監視する人員と、入口の防衛にあたる人員との任務配置は事前の打ち合わせによってスムーズに行なわれました。
- ▶ 私自身は、領事の執務室手前のコーナーにあった電話を介しての通告と、~~上階~~ 上階のアメリカ大使館からかかって来る電話への応答として、忙しい思いをしていました。
- ▶ その間に、入口付近では、現場にかつて来た制服海軍で武装した人員たちに対し、撃退を目的とした威嚇射撃が行なわれていたわけですが、私かいた電話のあった位置からは、コータの仕切りの壁から身を乗り出す形になると、何とか入口内側のバリケードのそばで動きまわっている、作戦実行部隊の姿が目に入るぐらいで、当然ながら外の廊下の様子は見えず、誰に対し、誰か、どのような発砲していたのかは、まったく把握できずにはいました。
- ▶ この裁判が始まってから、検察側により開示された当時の各種~~報告書~~の報告書の類から、作戦開始当時、現場にかつて来たのは、まず、上階のアメリカ大使館の保安要員たちで、その次にビルの警備員、そして車で入ったコントロールであった、クアラリンフォル市警察の警官であった、ということも認識しました。
- ▶ 入口で廊下に向け発砲していた実行部隊のメンバーたちは、数発単位の発射をもって、ローテーションのように交代しつづけて、撃退のための射撃を行っていたようでした。それ故、私自身は、いつ誰か誰に対して撃った3弾丸か、起訴状及び検察側冒頭陳述に記載されているような負傷者を生じさせたのかについては、一切認識できていません。

- ▶ AIAビル警備員、スクラブ・ヨンさんの負傷について、起訴状には、「殺意をもって約8メートルの至近距離から、けん銃を発射~~して~~、弾丸を同人の顔面に命中させ、右下脛から左後頭部に貫通する銃創を負わせて、エレベーター内に転倒させた」との記述があります。
 - ▶ また、「左後頭部」という記述が事実をわかりにくくさせ、予断を与えようとしているものと見なければなりません。起訴状の記述では、そのような撃たれ方をした人が、なぜ頭骸骨に損傷を負っていないのか、の説明がつかないこととなります。
 - ▶ この、スクラブ・ヨンさんについては、当時、駐マレーシア日本大使であった須磨未千秋さんが、事件後、病院に於いて見舞いに足を運んで下さっており、その時の印象について、2001年1月25日の公判に、検察側証人として出廷された折りの証言で、「あれは殺すつもりはなかったようだ」と述べておられます。
 - ▶ その時、立ち合の検事を務めておられた村瀬正明検事が、須磨証人に対し、顔をしかめて左右に振る、という行為をして見せたため、証人はそれ以上の証言をやめてしまいました。
-
- ▶ 此れ、須磨証人が「あれは殺すつもりはなかったようだ」と感じたのか、についての私の判断を述べます。
 - ▶ また、「左後頭部」といわれているのは、正確には、「左耳の後ろの下部」と、より厳密に規定される必要があります。
 - ▶ 検察側開示証拠、甲B108号証の、マレーシア当局による英文診断書には、スクラブ・ヨンさんの右下脛から入りこめた弾丸が抜けた部分を、「左側 MASTOID の後ろの下部である」との記述があります。その和訳として開示された文書では、MASTOID が「乳様突起」と訳されているのですが、これでは何かと判断がしにくいです。
 - ▶ 医学英和辞典で調べれば、MASTOIDとは耳の鼓膜の内側にある乳様突起の器官であることが判明します。

▷ そのことから、スクラブ・フィンさんに当たった弾丸は、顔面の右下まぶたのあたりから皮膚の下に、浅い角度で入りこみ、左方向に向け進み、鼻の骨に当たることなく、上ぐちひるの近くを通り、左耳の後ろ側の下の方から、皮膚を突き破って抜けていった、ということ（外へ）を認識できます。

▷ それ故、頭骸骨にも鼻の骨にも、そして幸いにして、大きな神経や血管にも損傷を与えることなく、右頬の皮膚下から左頬の皮膚下へと弾丸が抜けて行った、ということになります。

▷ 須磨大使は、その負傷状況を見た上で、「あれは殺すつもりはなかったようだ」と判断したことになります。

▷ これを、起訴状の如く、「右下銃から左後頭部に貫通する銃創」と描写したのは、まったく正確さに欠け、まるで頭骸骨を貫通したかのような大げさな印象を与えることとなります。その上で、「殺意をもって発射した」ときめつけるのであれば、あまりに恣意的で悪意に満ちた記述と言わざるを得ません。

▷ 次に、スクラブ・フィンさんか、なぜこのような撃たれ方をすることになったのか、についての分析を述べます。

▷ 1975年11月10日付けの、クアラルンプール市警察当局により作成された、スクラブ・フィンさん自身の供述書の中で述べられていることですが、彼はAIAビル一階にいた時に、九階のAIA保険会社の事務所の方に強盗が入ったとの情報を受け、上司の警備員とともに、九階までエレベーターを使ってかけつけています。

▷ 九階に着いて、エレベーターの扉が開いたところで、彼は、AIAの事務所がある左手の方を、のぞき見る形をとったと述べています。そうすると、顔は右を下にした横向きの形になります。

▷ この時、作戦実行部隊が占拠中のアメリカ大使館領事部は、長い廊下を狭んで、AIA事務所とは反対側に、つまり、スクラブ・フィンさんか、のぞいて見ていた方向とは反対側である

右手の方に位置していました。

- ▶ 作戦実行部隊のメンバーは、エレベーターから横~~向~~^{倒し}にした顔をのぞかせて、左方向を見ているスクラブ・シンさんの、右手の方向から、顔面の右頬~~の~~突起部すれすれのところを狙って発砲したものと見させます。
- ▶ 一般に、頭部に浅い角度で当たった弾丸は、皮膚の下を、頭骨の丸みによってカーブする軌道を通り、角度がかわったところで、皮膚を突き破って出て行く、という法則性があります。
- ▶ スクラブ・シンさんの場合も、右目の下まぶたのあたりから入った弾丸が皮膚の下を通過し、鼻の骨にも触れないところを通過し、左耳のうしろ、下の方のところから抜け出る形になったということですから、顔の骨の丸みによって、弾丸の軌道がカーブして行った、と推測することも可能です。
- ▶ ここで、私が更に指摘しておきたいのは、当時のクアラ Lumpur の街なかでは、銀行や貴金属店などの入り口近くには散弾銃を手にしたインド系シーク教徒の人が、頭にターバンを巻いた姿で、ガードマンをしていることか多かった、という事実です。マレーシアでは、マレー系が人口比率で最大であり、次が中国系、その次が大部分はインド系という割合になっています。インド系の人の多くは警官や警備員を職業としていることか多いのです。
- ▶ スクラブ・シンさんの名前は、典型的なインド系シーク教徒の姓と思われます。
- ▶ そこで、私が気にしているのは、スクラブ・シンさんが上司の警備員ととも、九階にかけた時、散弾銃などの武器を携帯していなかったか、ということです。
- ▶ マレーシア司法当局による嘱託尋問では、このことは確認されませんでした。
- ▶ もう一つ、私が気にしているのは、スクラブ・シンさんがエレベーター内

から左側をのぞき見ていた際に、もし散弾銃を携行していたと
したら、銃身部分とかか、廊下にはみ出て、作戦実行部隊
に目撃される形になっていたか、ということですが。

- ▶ ターン姿のガードマンが、A1Aビルにいることは調査段階
でも確認され、要注意事項としてレポートされています。
- ▶ 作戦部隊のメンバーとしては、エレベーターからターンを巻いた
人の顔かのをみていて、その上、散弾銃か何かの銃身が
見えたとしたら、危機感をあおめて、威嚇発砲をけし
ければと判断した可能性もあります。
- ▶ 更に、エレベーター内から左をのぞき見る形をとっていた人が、頭全
体をエレベーターから廊下へ突き出す形にしていたのか、それとも、
ほんの鼻先と顔の一部だけを出す形にしていたのか、ということ
も考慮に入れる必要があります。常識的に考えて、顔の
一部しか出さないうようにするのは、のぞき見の形ということに
なるでしょう。そうだとすれば、顔は横倒しとなります。
- ▶ 作戦部隊の方では、入口の防衛にあたっては、撃退のための発砲
しかけなし、ということでは意思確認をしておいたから、いくら散弾
銃を見たりして、危機感を覚えることかあったとしても、頭部
に狙いを付ける、というようなことは、おおよそ考えられません。
- ▶ 結果から見ても、おそらくは、スクラブ・シンさんは、顔の一部くらい
しか、エレベーターからのぞかせていたかかったものと思われるのです。

- ▶ A1Aビルの廊下には、エレベーターが三基並んでいます。スクラブ
シンさんは、それらのうちのどのエレベーターを使っていたのかも不明の
です。それ故、起訴状にある「約8メートル」という発砲距離
についての記載は、何かたる根拠があるのか、疑問を抱かざる
を得ません。^念 領事館に一番近い側のエレベーターならその
距離は5メートルは離れていない位だったように思われます。
- ▶ 事件後、いつの段階で見たのか忘れてしまっていたか、その頁目に

また「クアランプール事件」関係の新聞記事に、スクラブリンさんと思われる、ターバンを包帯がわり顔に巻きつけた負傷者が、腋から支えられて立っている写真があったのを記憶しています。負傷者が立った時の姿であったことから、それほど重傷ではないのでは、と思い、やはり安堵した、ということがありました。

- ▶ 次に、スクラブリンさん~~さん~~に関して現場にかけつけて来て、同様に負傷した、警官のアマル・サリンガムさんの場合についての検証を述べます。
- ▶ この方は、現在は所在不明ということで、囑託尋問での証言は得られていません。しかし、1975年当時のクアランプール市警察に対する供述は、検察側から開示されています。
- ▶ それによると、アマル・サリンガムさんは階段をのぼって9階の現場にかけつけています。
- ▶ AIAビルには階段が二カ所あります。一つは一般外乗者用で、これは、領事館入口のすぐそばにあります。もう一カ所は、エレベーター基の先、AIA事務所に近い側にある階段で、これはビルの従業員など、内部の人専用のように、業務用らしきエレベーター基がこの階段内に位置しています。
- ▶ アマル・サリンガムさんは、オート車で巡回中、知らせを聞いてAIAビルにかけつけた、ということですから、一般外乗者用の階段を使用したものと思われます。
- ▶ ところが、検察側冒頭陳述には、約10メートルの至近距離から発砲された、と記載されています。これはAIAビル職員用の階段を登ってきたものと勘違いしたか、あるいは、意図的に遠い距離をあげることで、発砲の危険性を強調しようとしたのではないかと、思われるを得ません。
- ▶ 甲B 89号証として開示された、アマル・サリンガムさんの1975年9月2日付けの供述では、彼は階段から2歩ほど踏みこいたところ

部隊

で、作戦メンバーの一人を目撃した、と述べています。彼は9階の左手の方にAIA事務所があることは知っていたけれども、右手の方にアメリカの領事館があることは知らなかったと言っています。それ故、彼もAIA事務所の方で事件が起きている、と思いこんでいたものと思われ、AIA事務所の方に注意は向けられていたと見させます。それにもかわららず、すぐに作戦部隊のメンバーの存在に気付いた、ということも、やはり領事館に近い方の階段を登ってきていたことを示していると認定できます。

- ▶ そうすると、アムルサリンガムさんと領事館入口との距離性はわかるメートルほどこしかかったことになり、AIAビル9階の見取り図を参照すれば位置関係は一目瞭然です。
- ▶ アムルサリンガムさんは、自分に向かって9発、発砲された、と供述しているのですが、そんな風に正確に数えられる状況であったのか疑問です。作戦部隊がそんな無駄なダメージを撃つとは思えないのです。
- ▶ 彼自身も4発、発砲したと供述しています。それを事実なら、おろ常識的に行動とは見せませぬ。内部に人質がいるのかどうか考えたりできていなかったようです。それに、彼自身なぜ早く撤退したのか、疑問の多い行動です。
- ▶ 結果として、彼は左あごに銃弾を受け、左下あご^の骨に損傷を負っています。それでも言葉を発することは出来ていたようで、彼は階段を降りながら、各階の人々に、降りよう口をかけるということを行なった、と供述しています。
- ▶ なぜ、アムルサリンガムさんが左あごを撃たれるに至ったのか、分析を述べます。
- ▶ 彼が左利きなのかどうかは確認しようがないのですが、建て物の見取り図からの判断として、アムルサリンガムさんは、階段口の右側の壁の~~壁~~陰に体を隠し、左手で右前方3メートルほどの領事館入口に向け、発砲していたとみなさざるを得ません。

階段口左側には身を隠せるようなところはないのです。そうだと
壁からはみでていた左あごを撃たれて負傷した点について
も説明がつかない点があります。

▷ 作戦部隊の側としては、ほんの3メートルほどの距離から、顔の
左端と左腕だけを壁の陰からのがかせて、発砲し続ける
警官に対しては、左あごすれすれの発砲を繰り返して撃退する
以外な方法か、と私は推測するに至っています。

▷ なお、甲B113として開示されている、クアラルンプール市警察による
アムル・サリン(号証)がムさんについての公式報告書では、負傷
部位についての英文記載が「Left Chest」となっていて、
その和訳の文書も「左胸」となっています。これは単純な
タイピングミスと思われるのですが、事実と異なる旨、指摘して
おきます。正しくは「Left Chin」「左あご」ということ
になります。

▷ ここで、作戦部隊の射撃技術の水準について述べておきます。
私たち作戦部隊 5名の中には、「日本赤軍」に合流する、ほか
以前から、ロストルサイズの空気銃を使って、室内で射撃練習
を重ねていた人がいました。数メートル先のロウソクの炎だけを
空気銃の弾丸で吹き消す狙撃練習を、連日、一人で行ない、
時には一日に数百発も発射していた、ということで、その人の狙撃
はたしかに素晴らしい技術水準にありました。

▷ 私たちも、その人の練習法をとり入れる形で、ロストルサイズの
空気銃を購入し、室内での射撃練習に励んでいました。空気銃
の弾丸は、一日に何百発撃つこと、それほどの出費にはなりません。
それに弾丸が小さい分、ミリ単位の正確さがなくともロウソクの
炎を消せばいいのです。かなり効果的な練習方法であったのは確
かです。

▷ 「クアラルンプール」での作戦時、領事部入口で廊下に向け、撃退

のための発砲をローテーションで担当していたメンバーたちを指揮していたのは、その射撃技術に長けていた人であった、ということ述べておきます。

- ▶ 更に、入口にバリケードを築いていたことから、それを支えにして、狙いをより正確にすることもできていたはずで。
- ▶ 私は作戦中も作戦後も、誰か警備員と警官とを負傷させたかについては、あえて確認しようとしませんでした。
- ▶ それでも、現場での射撃が極めて正確な形でなされていたこと~~から~~から、やはり、入口で指揮をとっていた彼が、警備員と警官に対する発砲を担当していたのだろうと推測するにいたっています。作戦後の彼の態度には、人を傷つけた、ということでの悔いのような念を抱えてほっている様子が見えています。
- ▶ 私自身は、作戦部隊の中では、自分が主導的な役割を担っていたから、結果責任は私に帰する、という思いを抱いています。その考えは、今現在も変わりはありません。

▶ 他にも大腿を撃たれて負傷した警官の方か一名おられたか、その発砲がなされたのは、作戦開始からの数時間経過した頃の、既に、マレーシア当局との電話による交渉が進められていた段階下のことでした。もう警官や警備員が戻ってくることもなくなり、対峙状況が安定してはいたのです。

▶ ところが領事室の窓の下で駐車場には、そこから立ち去ろうとする制服警官の一部隊が残っていたのです。AIAビルの一階に出来ていたマレーシア政府の現場司令部に対し、電話で、ビルの周囲にいる警官隊や軍隊は、姿が見えなくなるまで撤退するように告げ、視界外に立ち去らなければ発砲する、という警告も発しました。

▶ それでも駐車場にいた部隊は立ち去らず、窓から何度も手拭いで立ち去るようにサインを送ったのです。それでも動かしませんでした。

でした。

- ▶ マレーシアでの囑託尋問の折り、駐車場にいた警官のフット、ラザリさんは、いきなり撃たれた、と述べておられるのですが、窓の中の私たちの動きについて気づいていたようなことも述べています。
- ▶ そのような状況の中で、警告としての発砲が作戦部隊から為されたのです。
- ▶ 窓の下の駐車場は表通りより高くついでいて、ビルの上階部分と同じ高さになっていました。私たちが占拠していた9階からは6階分の差しかなく、警官隊が立っていた地点は、ビルから20メートルほど離れていなかったと思います。
- ▶ その後、警官隊は全員退避し、AIAビル周辺から武装警官や軍隊の姿は見えなくなりました。
- ▶ 銃声が二発目になったとの供述もあるのですが、私の記憶では、発砲は一発だけだったはずです。無駄に弾丸を使わないように心がけていたから、二発目の発砲をする理由がありません。
- ▶ ビル周辺から武装部隊の姿が見えなくなった後でも、階段には扉一枚をへたで、マレーシア軍の兵士たちが数十人詰めかけている状態は続いていたようでした。彼らがビルから撤退したのは、日本政府が要求を飲んだことからはっきりしてからでした。
- ▶ いずれにせよ、AIAビルで出た負傷者については、私の指揮のもとで生じたことであり、責任は私に帰することとてあります。
- ▶ その後の食料受け入れの際に、銃撃の結果、どの程度の負傷者が出たのかを把握するために、英字新聞を要求しました。これも、「ハーグ条約」の折り、負傷したオランダ人

警官の状態を、食料受け入れの際に要求した英字新聞で、把握できた経馬を踏まえてのことです。

▶ 差し入れられたマレーシアの英字新聞、「Strait Times」(ストリート・タイムズ)には、マレーシア当局が、一時は撃たれた警官が死亡したと発表していて、それを否定する発表がなされた、という記事が載っていました。私は作戦部隊全員に、死者が出るような発砲があったかどうかを尋ねました。そのようなことはあり得ない、という返事を全員から得ています。

▶ マレーシア当局が、警官一名死亡というような情報をかなり早い時期に流していたのは、日本政府が要求を拒否した場合突入作戦を強行する口実を用意するためだったのではないかと私たちは推測しました。

▶ 同時に、私たちがライフルを所持している、という記事もあったのは、足を撃たれた警官や、顔にきわどい負傷を負った警官や警備員たちが、急所は外されて^たことからの推測かもしれないと認識しました。

▶ 当時、ベトナム戦争でのベトナム人民の大勝利を背景に、ジャングルの中の解放区を基盤に武装闘争を展開^していたマラヤ共産党の作戦に対しては、マレーシア政府当局は、常に強硬策をもって対応していた、という事情がありました。

▶ 私たちの作戦を、マラヤ共産党によるものと、マレーシア政府当局が誤解されたら、突入作戦を強行するのではないかと、このおそれを口にする人質の方はいました。私たちに対し、電話で外国の通信社などにも声明を伝えるようにすべきだと助言してくる人もいたのです。

▶ それでも、作戦第一日の夜には、日本政府が要求を受け入れると回答してきたので、マレーシア政府当局の態度がすっかり軟化していたことを、電話での交渉の中で感じとることもできていました。

▶ 私たちとしては、三木首相訪米中のタイミンガに合わせて作戦を実行できた

- ここで、要求実現に確信を持つことはできていたのです。
- ▷ それ故、検察の主張するような「殺意」については、「未必の故意」にせよ、「確定的殺意」にせよ、はっきりとこの機会にも否定しておきます。
 - ▷ ただし、「ハーグ」に続いて、「クアラルンプール」でも負傷者を数知出していることについては、「ハーグ」の折りの教訓を十分に生かすことができているからととして、反省しています。
 - ▷ 本に、「殺意があった」と決めつけられるような、顔面部分への発砲があったことについては、私自身も残念に思っています。しかしながら、通常の刑事事件の基準で、顔を狙っていたから「殺意」があったとするような機械的的判断あるいは意図的なきめつけ、~~等~~に対しては、高度な射撃技術を含めた軍事能力を持った部隊による作戦行動であった、ということを重ねて提起しておきます。
 - ▷ 作戦部隊に「死者」を出す意図はなかったし、事実として「死者」は出ていません。刑法上の「未遂」という規定の曖昧さを、検察側が悪用し続けることに対し、批判を提起しておきます。
と抗議

三、「クアラルンプール圍撃」における「逮捕・監禁」状況について。

- ▷ 人質に引きこんでいった方が予想以上の多かったことは、私たちがとても不本意なことでした。外交施設が複合ビルの中に位置していたことによる攻撃の容易さは、同時に、一般の人々をより、引き寄せやすくすることにつながるのを事前に予測されていたからとこによります。
- ▷ スウェーデン大使館内にいた人と AIA 事務所内にいた人たちとを人質としたのは、マレーシア当局による現場一帯への統制が行きあたり、おぼや銃撃が突発的に起こるような事態は考えられなくなったからとこでして、新たに 20 名を超える数の人々を人質にかかえることになり、正直言って私たちがとまどいを覚えていたのです。しかしながらその時点で、階段口の鉄扉を開けて、AIA 事務所関係の人たちを

解放するのは かつて危険を生むことになると思えました。階段を上下する多くの人の動きが うかかえていたからです。

- ▶ その上で、作戦中は 極力、強圧的な態度を とうたうように努めては いました。この点では 人質とされた方々の 供述調書 など で 述べられていることは、ほぼ 事実 になっており、私から 異議を 述べることは、細かい記憶 違いの 類を除き、特に は ありません。 ^{の当局}
- ▶ 私から 指摘して おきたいこととしては、もし、日本側から 私たちから クアラルンプールから 出発 するにあたっての 飛行条件 について、武装解除 とか、ランデブーが 地の 事前 確定 とか、あれこれ 注文を つけて 引き延ばしを 言うような こと が なかったら、もう 一日 早く 人質の人たちを 解放 すること が できて いた はず である、ということ が あります。 ^{決定の}
- ▶ マレーシア当局も、何かにつけて 事を 遅らせ、^{決定の} 先送り を 計ろう とする 日本 政府側 の 態度に、いりかた、しむきを 切らせて、不信感 と 怒りの 念を 私たち に対して すら 伝えて くる こと が ありました。 ^{日本政府への}
- ▶ 私たちの方から、マレーシア当局に対し、オランダのトランスアビヤ航空に 乗組員 の 派遣を 頼んでは どうか、と 提案 した こと すら あった の です。その 直後 に、日本側 から 携行 武器 の 面で 折れて 来た という こと も ありました。
- ▶ 交渉 の 経過 など については、被告人 質問 の 機会 に 提起 する こと に します。
- ▶ マレーシア から リビア まで の フライト では、乗組員 や 身代わり 人質 と けた 官僚 の 方々 に対し、威圧 行為 を とる よう な こと は 一切 なかった と 言い 切れます。
- ▶ 飛行 中は 政府 関係者 と 乗組員 の 方々 が ファースト、クラス の スペース を 使用し、私たちは エコノミー クラス の スペース に いる よう に して いました。コックピット に 顔を 出す こと は 必要 最低 限 の 回数 にとどめて いました。
- ▶ 以上の こと を 述べた 上で、AIAビル 及び 機内 において 私たち と 行動 を とる に せざる を 得ない こと と されて いた 方々 に 「クアラルンプール 闘争」 を 主導 的に 担って いた こと として 謝罪 の 意 を 表し ます。

四、私が「日本赤軍」を脱退した経緯について。

- ▶ 2001年6月18日の公判で 朗読提起した「訴因変更請求に対する意見書」の中で、私が旧「日本赤軍」を脱退するに至った経緯が述べられていた。今回、それに加えて、以下を提起する。
- ▶ 私が旧「日本赤軍」を脱退した時期、経緯については、かつて私と旧「日本赤軍」指導部との間に、脱退の事実を対外的に明らかにしたという合意がかけられていたことから、詳細を明らかにしたい考えが来ただ。最近になって、救援関係のウェブサイト上发表された旧「日本赤軍」関係者の文章から、私が脱退した時期、経緯について、旧「日本赤軍」内部においてさえ機密扱いとされていたことを認識しました。
この機会に、私の脱退経緯について、より具体的に提起しておきます。
- ▶ 「アラブ人権闘争」から帰還した時点で、既に「日本赤軍」の隊内では「思想闘争」の名の下に、「自己批判—相互批判」の方法による日々の「総括会議」なるものが行なわれていました。
- ▶ 私自身は、国際遊撃戦を展開した上で、なぜアラブの地に居るのか、そのアラブの地で何をなすべきなのか、という問題意識を持っていたので、室内にこもって展開する「思想闘争」なるものには、当初から疑問を感じていました。しかしながら、その新奇な活動のあり方にとまどいを覚えるので、疑問点、批判点を明確にするにはできなかったため、集団生活に付き合っていたのです。
- ▶ その当時、「日本赤軍」と何らかの共通性、共同関係性を探めて、日本国内からアラブの地へと来る人たちが増えて来ていました。それらの人たちが抱えている課題、もめている方向などは多様なものとして扱いました。にもかかわらず、「日本赤軍」の側からは、それらの人々をアラブ内での日々の総括会議を軸とする共同生活に迎え入れることにしかなっていないままでした。
- ▶ アラブの地で生活し、活動に行く限りは、日々、多様な個別の課題に

何か問題点としてあるのかということすら一まとめられたいままに終わった印象が残っています。座長を務めていた人だけが力みかえっている一方、審問委員間には不統一が露呈していました。

- ▶ その後のことは伝聞でしかないので、審問会、座長が指導部に向けて書きあげたレポートに対し、あまり一方的なきめつけの非難が私に対してなされている、という反対の声を、他の審問委員全員からあがり、結局審問会からのレポートは成立しなかったとのことでした。余談ですが、この時の審問委員会メンバーから、その後の数年間に複数名の脱退者が出たようです。
- ▶ 当時の指導部としては、それでも、私に脱退されるのはまずい、ということでは私に対し「三年間の党员資格停止」という決定を下しました。これは純粋に指導部だけでの決定であったようです。
- ▶ 実は、その当時、既に「第一次綱領草案」と「規約」というものが成立していて、その規約の第16条には「組織員^員いつでも自分の意志で脱退することができる」という規定があったのです。通常、スウェーデン議を掲げる組織は、メンバーからの脱退届を出された場合は、除名で対応するのが一般的です。私としては、脱退届を提出すると同時に、独自に活動を開始するという選択肢もあったのですが、それをもって「脱走者」とみなされる可能性があり、そのような事態は避けようと判断し、査問にも、一方的な処分にも応じることにしたのです。
- ▶ 三年間の処分期間中の活動としては、隊内教育機関で学習するように、という方針を示されたのです。それに対し、私は PFLP (パルチザン解放人民戦線) の指揮下で、レノン南部前線での軍事活動に参加する、という方針を提起し、それが通りました。
- ▶ その後、総括討議とか政治討議とかは一切持たれたい持ち、私は三年間のコマンド活動を務めあげ、処分期間が終了した以上、「脱退届」を受理するようにと再度要求しました。まずは受理を拒否する口実もあげられたいということで、81年の末か82年はじめ頃に、指導部と私とで会議を持ち、正式に脱退成立の合意文

書をとり交えています。

- ▶ ただし、「日本赤軍」側には 79年の「脱退届」については無視し認めないという態度をとり続け、その点も私との不一致点である旨、合意文書に書きこまれています。
- ▶ 指導部としては以上のような経緯を隊内に対し、説明することはできないとの判断に立ったようで、旧「日本赤軍」の隊内では十分な説明を行わず、むしろ機密扱いにして来たようです。
- ▶ これではまず「知らぬ人からず、寄らぬ人へ」の封建主義支配が買われていたということではたぬのか、との疑問も、私は最近になって、いよいよ強めることになってます。「秘密主義」と「思想闘争」するものとか、その封建支配の所産ということになって来たように思われるのです。
- ▶ 旧「日本赤軍」は70年代後半の頃から、ことあるごとに、「民主主義の徹底」を目指す、というような主張を対外向けの文書等で、行なうようになりまして、最近でも、重信房子さんか、そのようなことを、裁判向け「意見陳述」の中で述べたり、救済関係のパンフレット向けに提起したりしています。しかしながら、秘密主義と民主主義とは相い入るものではありません。旧「日本赤軍」の方々は、まずもってこのことを自らにひきつけて認識する必要があります。
- ▶ 今日、私か旧「日本赤軍」からの脱退の経緯を述べるに至ったのは、処分等の不平等性を訴えるということより、秘密主義と「思想闘争」するものによる封建的体質への批判を提起したからからです。重信さんか「民主主義」云々を口にするのは現状では欺瞞ということにしかたないのです。
- ▶ 「民主主義の徹底」を掲げることなどできるような方には、~~これ~~これまでの過去の清算と以後の総括実践とをどう果していくのかか明らかになされたいかなりません。旧「日本赤軍」か「解散宣言」を登じたとは言え、現状では何を言っても、どんな立場かに取り組んで、疑いの目で見られるのか、きわめて当たり前のこととしてあります。その克服は

一生の課題であり、ひたすら誠意をもって真摯に総括実践を果していく以外にないものと私は認識しています。

五、旧「日本赤軍」の「自己批判を基軸とする思想」なるものの批判。

- ▷ これまでの公判で、私が数度にわたり提起した「意見陳述」の中で展開してきた、旧「日本赤軍」の「思想闘争」なるものの批判は、私に部分的なものでしかありませんでした。それと救援関係のインタビュー、公判証言などで反論がなされはじめています。私にとっては脱退届提出以来、その種の討議はまったく行われずに来た分大いに歓迎すべき事態としてとらえています。また、現在進行中の複数裁判においても意義のあることとみなしております。この機会に、更なる私からの批判を提起しておきます。
- ▷ 丸岡修さんは、昨年11月以来、重信さんの裁判に証人として出廷し続けています。7月28日の第33回公判では、私が「日本赤軍」の「思想闘争」について行ってきた批判は、「連合赤軍」指導部が、そのメンバーに行っていた「自己批判の総括要求」と同様のものとして、「日本赤軍」の「思想闘争」を見せようとしている点で誤っていると証言していたとわかっています。丸岡さんによれば、~~「~~「日本赤軍」の「自己批判—相互批判の思想闘争」とは、自分を変えて対象に働きかけることを目指すものであり、哲学的な言い方としては外因のせいにするのではなく、内因に根拠を求めるといふ、毛沢東などの主張に通じるものであるとのことでした。
- ▷ 残念ながら、そのような「内因と外因」あるいは「主体と客体」といった二項対立の観点から、「連合赤~~軍~~軍」の「自己批判要求」に通じる問題のたて方であると指摘せざるを得ません。「二項対立」の問題のたて方から予定調和の「解決」にいたる弁証法については、世界的規模での盛りあがりを見た1968年の闘い以降、そしてとりわけ旧ソ連、東欧の崩壊以後、「レーニン主義」と口をばれるものとおぼせ、とらえ

かえりの対象となつて来ています。

- ▶ 本 引用された毛沢東については、「文化革命」という内ゲバの論理を党内闘争に持ちこむ誤りを犯した、この歴史的評価が定着してきています。「連合赤軍」の「総括要求」も、「日本赤軍」の「思想闘争」も、隊内に統制を強いるものであり、指導部による内ゲバの論理の導入であったと、はっきりと規定する必要があります。
- ▶ 「日本赤軍」の人が「自分を変えて対象に働きかける」という言い方をする時、何をもって「自分が変わった」と言えるのかか、まったく明らかにならず、「変わったつくり」になっているだけの主観主義が露呈することになります。「日本赤軍」も重信さん個人も、自分が変わったつくりでいて、何ら変わった点からいって、大きな誤りを犯し、解散の事態にまでいたったというのが事実としてあります。この事実からいって、「日本赤軍」の検証は開始されたばかりではありません。
- ▶ 「日本赤軍」の「思想闘争」が開始された当初から実践されていた「日々の総括会議を基軸とした団子生活」というメカニズムは決して目新しいものではありません。
- ▶ 対、そのような形態は、どこの国の軍隊でも、新兵訓練に採用している、ということもあります。
- ▶ 同様に、企業・~~社~~会社の新入社員教育の研修として、あるいは労務管理強化や生産性向上のため、と称して行なわれる合宿などでも同じようなことがなされています。
- ▶ 宗教団体の~~潜伏~~折でもカルト的な団体などは同様の方法をとっています。
- ▶ 政治組織のオルガニズムでも、非公然、非合法を自認する組織や中央集権的な組織なども、これまた同じ様なことをやります。
- ▶ 最近では司法修習生の教育・研修に自衛隊見学がとり入れられていたりしていると聞いています。日本の司法界も「日本赤軍化」しつつ

あるのかも知りません。

- ▷ これら、軍隊、官利団体、宗教団体、政治団体、司業界など様々な分野にあっても、共通してとりいれられているのは、新たなメンバーとなりうる人材を、実社会から隔離して、集団による共同生活の中に抱えこみ、包囲し、特定の集団なり組織なりの、理念や価値観を叩きこむ、という方法です。
- ▷ そこで目指されるのは、徹底的に人格の解体です。個々人がこれまでの生き方の中で身につけて来た価値観や思考方法が、そして時には生き残る力についてまで、徹底的に批判され、「自分を変えなければいけないのだ」、そうしなければ、兵隊として、社員として、信者として、あるいは党员としてやっていくことはできなくなる、と思込ませるように、徹底的に人格攻撃が行われることとなります。
- ▷ 戦前の日本は、国ぐるみで、そのようなことをやっていた ~~組織~~ わけです。
- ▷ 「自己批判」という言葉は、「自分は自己批判しなければいけないのだ、そのような罪深い、欠陥の多い人間なのだ、自分を変えなければならぬのだ」という思込を押しつけるということでは、人に罪悪感を喚起するコケオドシです。真面目な人ほど、ひっかかりやすいということがあります。
- ▷ 旧「日本赤軍」の例でも明らかなのですか。「自己批判」というようなスローガンを掲げられると、それを言う側に身を寄せて、自己批判を要求する立場に立つとすると、人から出て来ることになりがちです。そしてまた、「自己批判」というようなスローガンを言う側に立つ人は、言うことによって、やっとうような気になっはるがちです。旧「日本赤軍」の人たちは「自己批判」を言うことで、自分はしているような、やっとうような「つわり」に、更には自分は変わったのだという「つわり」になっはるのではなかつたかと思わされるを得ませし。
- ▷ これはスローガン主義というものが、またう弊害です。戦前の日本はスローガンが満ちあふれていました。

- ▷ 我々 罪悪感の押し付け、ということでは、「無知」を悪とする啓蒙主義や、進んだものが遅れたものを教育するという「外部注入論」にもつながるところがあります。
- ▷ 旧「日本赤軍」が 党による「援助」という言い方をしているのは、党による「指導」の単なる言い換えのレトリックでしかありません。
- ▷ 旧「日本赤軍」のスローガンには、他にも「階級の責任は一つである」というものがありました。これは「同志奪還闘争」で、他組織、他グループの人たちを一方的に指名したことを正当化するために、後付け的に採用されたスローガンと言えます。何から震い たてまのようになんて言いますか。実態としては、「あなたの失敗や敗北も、私との共同責任にしてあげます」との思着せがまにか、「自分の失敗は全体の責任に帰属」という責任逃れかのいすれかではないものです。「日本赤軍」の敗北を階級の責任に帰する訳には行かないはずで。
- ▷ 奪還闘争で即戦力を求め、なおかつ自らの主導権に危険が及ばないようなバランスでの人選を買く、という一方的かつ利己的な動機をこめかすスローガンとして「階級の責任は一つ」との言い方をしていたのではなにか、どうとらえ返すのか「自己批判」というものではなにか、という気がします。
- ▷ 実践上は、「階級の責任は一つ」というフィクションのスローガンを叫ぶよりも、誰の失敗や敗北であれ、不幸であれ、困難であれ、その克服のための具体的な作業に無条件に参加し、共働することこそか向われていることであると、私はおたします。
- ▷ 本来、「批判」とは 被搾取、被抑圧、被差別、被支配などの被害の側にある人たちが 加害者に対し、正義の実現に向けた闘いを展開していくために行なうこととしてあります。国家の支配者なり、組織の指導部なりが「自己批判」をスローガン化したなら、被支配、被指導の側にある人たちが それを押し付けられ、実践することを強いられたことにはなりません。つまり 総制や

抑制の手段として機能してしまうのです。

- ▷ これまでの人類の歴史の中では、「抑圧と解放」、「反動と革命」が繰り返されて来ました。抑圧の手段として「悔い改めよ」というようなスローガンが使われ、中世の暗黒時代が続き、それに對する人間復興があり、産業社会が発展する中で搾取と支配が生まれ、人間解放の革命が勝利することもありました。しかし、解放とか革命とかも、時の経過の中で、エゴイズムの拡大や特権官僚の腐敗、更には独裁へと転化し、それに對する更なる解放の闘いが、前世紀末には、ソ連、東欧の崩壊を招きました。

- ▷ その当時、旧「日本赤軍」は、日本国内に乗りこむ組織的足利として「人民革命党」を立ちあげていたようです。しかしながら、時代を画する出来事であったソ連、東欧の崩壊について、歴史的評価づけを果しておくということが出来ないままだったようです。それ故、そこから教訓を汲み出すとか、新たな時代認識、歴史観、世界観を構築するとか、自らの価値観を問い直すとかの作業はできていなかったとみなさざるを得ません。

- ▷ 相いも変わらず、レーニン教条主義による党組織建設をめざすということにはなっていたにもかかわらず、当時のパンフレットなどに、レーニンの「何をなすべきか」や「一同志への手紙」とかの著作からの引用だらけの文章を載せて、革命の前衛党の何たるか、党員のいかにあるべきかの説教めいたことをしていたことからうかがい知れます。

- ▷ 結局、旧「日本赤軍」はその当時以来、2001年に「解散宣言」を発表するまで、これといった政治思想上の発展も、理論上の進化もありませんでした。

- ▷ ソ連、東欧崩壊についての歴史的評価づけについては、相いも変わらず、「無謬の党観（党は誤りを犯さない絶対的な

ものという観点)の克服」というスローガンの繰り返しによるお題目化にとどまっていたようなのです。

- ▷ では「党も誤りを犯すものだ」という観点に立つことかできたとして、一体それでどうなるのか、ということか何も明らかにされていません。
- ▷ 「自己批判を指導性とする党」ということか言われていたか、これもスローガン化し、お題目化していただけ。党が変化するためには人事の変化、とくに指導部の変化する (人的な) なければ、変わったことにはなりません。
- ▷ 2000年11月に重信さんか逮捕されたことで、「日本赤軍」の解散か宣言されることかあったわけですが、それは「重信私党」でしかかかったことの宣言でもあったわけ。で。
- ▷ 指導者か逮捕されたら解散してしまうような組織とは一体、何だったのか、という問いに加え、30年近い年月の間、指導者か変わらなかった組織とは一体何だったのか、という問いも必要。そこで組織レベルでの「自己批判」なるものの実践かあったと言えるのか？ 組織か変わらねば、という姿勢かあったと言えるのか？ 「無謬の党観の克服」はなされていたのか？ 「自分を棄てて相手に傾きかける」ことはできていたのか？ 「外因よりも内因に重きを置く」というようなことか実践されていたのか？ 「民主主義の徹底」は実現されていたのか？ きわめて疑問であると言わざるを得ません。
- ▷ 私の単純な頭では、ソ連、東欧の崩壊もきわめて単純なことか原因となっているように思われます。「日本赤軍」のように、指導者かかかか変わらなかったから崩壊したのだろうかというのか私の見方です。
- ▷ かせ、マルクス・レーニン主義を掲げる党や国家の指導部、あるいは政権を握る党は、かかか変わらぬのか、それこそ、レーニンの

「力をなすべし」などで行われている党組織論が、機密の集中すなわち権力の集中を必然化させ、人事の風通しを悪くさせるからではないか、と思われるのです。

- ▷ 権力にとけなう特権に味を占めた指導者たり、権力者たりが、その地位にしかみつくには実に都合のいい組織論として「民主集中制」はあります。当然ながら体制の硬直化と指導部の腐敗が生まれます。
- ▷ それでも体制を維持し、特権にしかみつき続けるためには、統制の強化、支配の強化が必要となります。
- ▷ 統制強化を正当化するためには、対外的な緊張、とくに戦時状況を必要とします。
- ▷ 国民に統制と圧政を強いる国家は、いずこも戦時、非常時を口実にしています。今の日本もその方向にあります。
- ▷ 旧ソ連、東欧は「冷戦終結」が宣言された途端に、国民に対し、統制を強いる口実がなくなり、人民大衆が解放を求めて蜂起することになった、という一瞬の単純な見方です。
- ▷ 国家ではなく、反体制の党組織であつて、民主集中制とかの風通しの悪い組織論を維持するためには、客観情勢を無視してでも、不断に戦術的な路線、政策を貫き通す必要が出てくることとなります。
- ▷ 「日本赤軍」は「リットン闘争」以後、国際遊撃戦を続けるというので、非公然非合法の組織体制と活動形態をとることとなりました。それは、集団での生活共同体から、利害共同体、さらには運命共同体にまでこり固まって行き、その組織体質を変えることか、つまり自分を変えることか、できないままに、日本国内への組織拡大を目指し、「人民革命党」の立ちあげとつたものと思われる。
- ▷ そのため、自らの主体を隠してアジェンダを偽って、既存の

大衆組織、市民団体、政党などに介入する、乗っかる、乗りうつる、乗っ取る、というような陰謀集団そのものの活動展開を行なうことになってしまっていたものとも思われ~~ます~~ます。

- ▷ つまりは、91年の「人民革命党」結党以来、主体を隠した上での、自己増殖型の活動しか やれてこなかったのではないかと思われ~~る~~るのです。
- ▷ そうすると、実践を通じて政策が正しいか否かが試される、主体が検証される、というような構造が成立しないこととなります。これでは、政治・思想上の発展も理論上の深化もかちとらえるはずがありません。
- ▷ 果して、旧「日本赤軍」と「人民革命党」は、旧共産~~党~~同赤軍派以来の「過渡期世界論」を清算することかできていたのでしょうか？
それ以上に旧ソ連、東欧崩壊の評価づけと、それ以後の時代認識の構築は不可能です。
- ▷ 従来からの建軍建党路線は、検証される契機をつかめないままにきてしまっていたのではないかと思われ~~る~~ます。
- ▷ 戦時下にあるソビエト解放闘争との共働から離れて、日本国内をめざしたところで、なおも武装闘争、遊撃戦路線を手放せないままにきたのは、それらを清算したら、秘密主義の体質も、非公然非合法の組織形態も象徴する理由がなくなってしまう、かつ、指名手配されているメンバーの多い、在外組の居場所が「人民革命党」内に見い出せなくなってしまうことを、おそれたからではなかったか、との推測も可能です。
- ▷ 今の日本では「民主主義の徹底」を掲げざるを得ないとして、自らは民主主義を実践できる体質を用意できていたのか、いささか疑問です。これもスローガン主義の繰り返してしまふ、民主主義を言ひことをもって、言う側りに身を寄せているか、やっている気になっているだけの話ではないかと思われ~~る~~るのです。
- ▷ では「民主主義~~の~~の徹底」を言いつつ、レーニン教条主義者の踏み絵

である「プロレタリア独裁」については どうなっているのか？ 社会民主主義と市民主義との 利害合わせは どうするのか？

- ▷ 「民主集中制」の組織論は維持するのか？ などなど、これらの問いについても 答えが用意されなければ、**「日本赤軍」は解散**にいたったようです。

- ▷ 結局、「日本赤軍」なり「人民革命党」なりの非公然の組織形態は、法的思想的には遅れた国であった、ロシアの革命組織をモデルとしていた分、その封建的な側面をも、とりこんでしまっていたのではないかと、「秘密主義」と「自己批判の思想闘争」とを両輪とする、封建的統制・支配が隊内に成立してしまっていたのではないかと、旧「日本赤軍」や「人民革命党」の実情を知らずにいる分、私は以上述べたような疑問を多数抱えたままです。

- ▷ 主体を隠しての介入戦術なんかを採用していたということは、利用主義あきだしてあったということになります。ここでは、利用される側の迷惑について考えをめぐらすことなんかは、まったくできていなかったものと評価ざるを得ません。

- ▷ そのようなあり方は、結局は、「人質作戦」を繰り返した旧「日本赤軍」の体質を、そのままひき継いでいた、としか見なれようがありません。「人質作戦」の清算、そして非戦闘要員をまきこむような国際遊撃戦路線の清算、それらが果されなければ、利用主義あきだしたエゴイズムによる運動展開を清算すること出来ないと、いうことになります。

- ▷ ここで私が気にかけていることを一つ提起しておきます。「日本赤軍」は解散を宣言したか、では「人民革命党」はどうなったのか、という疑問を私は抱えたままです。もし「日本赤軍」の解散宣言をもって、陽動のゴマカシが果せたとしても思いに升、陰謀集団の温存を図っている、というようなことあるならば、まづやそのようなことは通用はないのだ、とはっきり認識する必要があります。それだけでなく旧「日本赤軍」筋の

人たちは疑惑の目でみられるを得ないのです。彼が誤解を招いた
よう、旧「日本赤軍」筋の誰かが早急に、「人民革命党」または「日本
赤軍」の解散をもって解消した旨、正式に表明すべきです。
重信さん逮捕された折、あつと多くの秘密文書が押収され
ているようです。そのような条件下、非公然の存在はほぼ不可能
とされています。はっきりと区切りをつけるべきではないかと部外者
から提起しておきます。

- ①
- ▶ 旧「日本赤軍」のメンバーであった人の中には、「日本赤軍」の闘いの誤り
は「権力奪取主義であった」という見解を發表していた人はいれば
言わんとしていることは私にも見当がつくのです。それでは言葉足らず
です。社会的実践のために、陰謀主義的に自己組織の増殖・
拡大をけを目指してきたという点で、社会革命が政治革命の
追求という誤りを犯し、どのとらえ方からより妥当かではないかと
思われます。
 - ▶ それ故、旧「日本赤軍」筋の人を担うべき活動方向は、その克服と
いうことで、社会的実践の強化、すなわち、具体的課題に
あった具体的な活動に誠意をもって取り組む以外に
ないものと私はお考えしています。それでも疑惑と不信の目で
見られるのが当然のことであり、そんなことから一生続くのだと
いう認識と覚悟が必要で、それを担い得るだけの主体
と根柢は、国外にいた箇の活動を通じて形成されていたの
~~こと~~ではないかと、私はかつての同志たち、仲間たち
に期待するものです。

六. ホイスタ解放闘争の現場で私を体験したことから

- ▶ 2003年1月28日の公判で提起した「意見書」の中で、私は旧「日
本赤軍」の闘いの歴史的背景の一つである「ホイスタ解放闘争

の歴史過程の概略」について述べました。

2003年6月2日に行なわれた第38回公判での「ハチ」闘争に
関わる被告人質問では、その終わりの方で、私が入ルビナ
解放闘争に、ボランテニアとして参加した当時の状況、とくに
外国人ボランテニアたち、多教、レドノレに結集していたこと
について述べてあります。

▷ そのような活動は、私が入ルビナ旧「日本赤軍」の国際遊撃戦展
開を軸とするような活動から開始されたのと同じく、個人の立場から
開始したことでした。私自身の主体的な体験ということでは、
PTFLP(ボリスナ解放人民戦線)の指揮下で、一兵士、コマンド
として闘っていた日々が、一番充実していたし、学ぶことも多かった
と言えます。

▷ 今回は、特に、世界各国からボランテニアとしてアラブの地に
やって来ていた若い人たちとの出会いと交流、共働実践を通じ、
私が入ルビナ認識したことについて提起します。

▷ また、私が入ルビナ出会った外国人ボランテニアたちには、ヨーロッパ諸国
やアメリカなどの先進工業国、いわゆる帝国主義本国から来た人
たちが多かったという事実があります。

▷ 彼らと私とは、共通して、自分たちを1968年世代として自己規定
していました。最近になって、「68年」の闘いの意義を再評価しよう
との動きがあります。とくに、1989年以降の旧ソ連、東欧諸国の
崩壊を経て、フシシ政権による、アメリカの単独主義的な突
出が、全世界に影響を与えている時代において、1968年当時、
世界的規模で高揚していた闘いは、何を根拠として、いかなる
意義を持っていたのかを問うことの重要性が増しているように
思われます。そのような作業は、私の裁判で向かわれている旧
「日本赤軍」の闘いの時代背景を明らかにすることで有効であ
ると考え、以下、私の見解を平短かに提起します。

- ▶ 欧米諸国からの68年世代であるボランティアたちと出会って、まず私が感じたのは、彼らの多くが第二次大戦後のベビーブーム世代であり、学生運動などを経験して来ている主体であり、その点では、当時の尺度からは「ポチ、フル」と規定されておかない、社会的中流階層を出自とする人たちが多かった、ということがあります。そのような認識は外国人ボランティアたちの間では共通のものとしてありました。学生運動などに参加した上で、アラブの地に向け旅行に出られるような生活水準に、自分たちがあったことは否定できない事実だからです。
- ▶ 一方で、アラブ諸国やアジア、アフリカ、南米などからの民族解放闘争主体、革命闘争主体も数多くパレスチナ解放闘争の現場に参加してきていました。また、経済難民として国を離れ、目指す石油産油国などに行きついで、レバノンの地に流れついたような人たちも、一時はさぞかコメントになっている例も多かったのです。
- ▶ それらの事情を踏まえて、私が外国人ボランティアたちと話し合った冗談に、「ボランティアはポチ、フルとルンポン、プロレタリアばかりではないか。労働者階級本隊はどこにいるのか？何をしているのか？」というものがありました。
- ▶ 労働者階級本隊は、自国の生産現場と、市民社会内での家庭生活から離れることができないので、ポチ、フル学生あたりや、食いつめルンポン出身者が闘いを代行している、ということでの、いわゆる「先駆性生理論」という枠内に、自分たちを規定するのか、それとも労働者階級本隊たるものか、または流動化してきていて、別な形での革命闘争の主要勢力が登場しつつあるのかと見なければならぬ、というような議論もあったのです。
- ▶ 更に私が感じ到的なこととしては、相互に多くの共通点を持っている、ということでした。またコミュニケーションの手段として、共通の言語もありました。私の場合は英語でしかコミュニケーションできなかったのですが、ヨーロッパからのボランティアたちはフランス語やスペイン語を通じて、アラブや

南米からのボランティアたちとの会話を成立させていました。

- ▷ そして、共通の政治思想、理論的基盤としてマルクスレーニン主義がありました。
- ▷ その上で共通の話題としては、ベトナム戦争をはじめとする民族解放闘争や、60年代後半に各国で高揚した学生運動などについての政治的な話題のほか、ボウダンス、ロック、ジャズ、クラシックなどの音楽や映画、ハービーハンコックなどの出版文化、ファッション・ファーストフードなどの生活スタイルまでが網羅されています。その意味では、既にその当時、いわゆるサブカルチャー領域での国際化から更に進んでグローバル化ということも現実のものとなっていたのです。75年当時から開始されていた「G7サミット」に代表されるような政治・経済レベルでのグローバル化の動きが基盤としてあったことは否定できません。
- ▷ ボランティアたちの中には、当時、ソ連・東欧諸国やアラブ、あるいはイスラム教諸国の大学などで学んでいる、パレスチナ人学生も多数いました。彼等の出身階層は、もともと難民キャンプ出身者中心のパレスチナ人コマンドたちとは異なっているようでした。その当時、既に難民キャンプを離れ、他のアラブ人社会、あるいは世界中に形成されたパレスチナコミュニティの中で生活しているパレスチナ人家庭で育った若者たちも、学生となつて、夏休み期間中に、あるいは大学を休学して、ボランティアとしてやって来るという例も多かったのです。彼らパレスチナ人学生たちは、アラブの伝統文化、習慣などでは、難民キャンプ出身のコマンドたちと、共通の価値観を持っていても、グローバル化したサブカルチャーレベルのここでは、外国人ボランティアたちの方が、より多くの共通性を身につけていたように見えました。
- ▷ そこで私が感じとったのは、民族性や国民性から形成される共同性の強さの正敵しうるほどに、グローバル化したサブカルチャーレベルあるいは生活スタイルレベルでの共通性というものは、1960年代以来、既に世界的規模で形成されていた、ということでした。
- ▷ 別の視点からとらえると、世界各国に、都市というものが形成され、その都市

に在る住民の間では、社会的な中層に属する人たちが人口的に肥大化して来た、ということがあります。

- ▷ その上で更に、私が外国人ボランティアたちに感じたのは、彼らからパス十人に対しての対峙です。他国民、他民族、他社会、他階層あるいは他組織、他集団といった、これまで「外部」あるいは「他者」とされて来た対象に対する共感、シンパシーといったものを豊かに身につけていたという事実は、彼らの68年当時からの闘いから、そのような感性を身につけさせた、ということもあるかでしょう。更にその前提条件として、私が彼らから感じるのは、彼らから大学や専門学校に入り進み、闘争に参加した上で、アラブの地まで出て来たのは、経済上、~~社会的~~ 社会生活上、そして知性の上での余力、余裕、といったものからあったからであろうということです。

「他者」に対する構構の情に始まる共感といったものは、自らに余裕、度量がなければ身につけられ、発揮することまでできないはずです。

- ▷ いわゆる先進国の労働者階級が他民族、他国民の犠牲の上に、社会的階層的に総中流化していた、ということからあるかとも知れませんが、68年世代は、自らの生活上の豊かさの根拠をこそ、世界的な視野から問い直そうとする闘いを展開してきた主体です。ここで「自己批判」とかのスローガンを掲げ、頭の中で描定されたあるべき姿であるプロレタリア階級化をばかるといふようなことを言いたしたなら、それは事実のフィクション化でしかありません。私は、彼ら68年世代のボランティアたちを「武装プロレタリアート」とか叫ぶ気にはなれなかつたし、「世界第一世界赤軍—世界革命戦線」とかの旗に立てはめる考えにも立ちませんでした。

- ▷ むしろ、それまでの歴史上に登場してきた、被搾取、被侵略、被抑圧、被支配、被差別といった被害者の側から開始された闘い~~を~~担ってきた勢力、階級、民族、社会集団などは異なった勢力が、社会~~の~~変革の主体として登場して来たことを意味していたのではなかつた、と私には思えるのです。一対、「自分と他者」、「主体と客体」、「内部と外部」、「内因と外因」といった二項対立の問題の立て方を

超える主体の登場を感じさせるのです。

- ▷ 68年世代のボランテアたちには、アラブの地に根をおろす選択をした人も少なくはなかったのです。多くは、1982年のシオニスト「イスラエル」によるレバノンへの大規模な侵略戦争を機に、自らの国へと帰って行きました。年令的にも丁度 30代半ばを超え、自分自身の生活基盤について考えなければいけない時期にいたっていた、ということもあります。彼らからパレスチナ解放闘争へのボランテア活動を通じて得た経験は、彼らに新たな能力、余力、感性といったものを与え、自分の国での生活、活動、闘い、に寄与しているものと思われれます。
- ▷ この数年、世界的規模で激化した、いわゆる「反グローバルイズム」の闘いには、68年世代の経験が脈々と受け継がれているはずで、
- ▷ 私自身は「反グローバルイズム」という呼び方には抵抗を感じています。なぜなら、私たちが闘う主体の側にもまた、グローバルな勢力として形成され、成長してきているからです。からの国際主義、インターナショナリズムを国家、国民という枠を基盤とした上でのものに対して、グローバルな主体とは、国境という前提を認めず、社会と社会、市民と市民が、直接結合を求めるものとして成立しています。
- ▷ 連、東欧の崩壊以後、フシ江政権によるアメリカの ~~単独行動~~ 単独行動主義が突出するということもあっても、グローバルな市場主義として、資本主義が国際的な自己調整機能の面でも、より一層の成熟を示して来ていることは否定できません。当然ながら、その内部には、次の時代を構築する要因と、それを実現させる主体とも成長していることとなります。
- ▷ グローバルな市場主義のもと、富める者と、持っている ~~もの~~ ものとの格差が世界的規模で一層拡大しており、その点では加害者に対する被害者の闘い、という構造が成立し続けているのは当然で、同時に、それそれ ~~が~~ 二項対立の一方であるということ以上に、対立構造を含む社会

の構成主体として自ら存在する、という事実を踏まえることこそが重要
な点ではないか、と私には思われるのです。

- ▶ 現実として、世界的規模での貧窮者、戦争難民、経済難民が増大
してきており、そのこと自体が現在の世界システムとしての資本主義そのものに
危機をたらすこととなっています。
- ▶ ハレスチナ難民も、今や世界中にコミュニティを形成しています。そのような
難民、移民と、かつての68年世代を生み出したような社会的な階層、
勢力との結合こそが、次の時代を生み出す主体となるものと私は
思われます。
- ▶ 以上述べて来たことは、旧ソ連、東欧の崩壊を経た現在、かつて、旧
「共産主義者同盟、フント」が提起した、帝国主義本国と「労働者国
家」としていわゆる「第三世界」における、それぞれの闘いを一つに結
ぼうと主張した「三ブロック階級闘争論」、あるいは旧「共産
同赤軍派」が標榜した「過渡期世界論」といった提起に、歴史的
清算を与え、これから時代に、次の時代を世界的規模で準
備し、構築して行く客観的かつ主体的条件の何たるかを明ら
かにして行く作業の一つたるものと私は見なしております。

七、警察庁と東京地方検察庁による国際拉致誘拐行為について

- ▶ 日本の警察庁は、英訳すると *National Police Agency* と呼ぶのだが、その
活動は、時代に規定されて、インターナショナル化しているように
思われる。
- ▶ 私は2000年9月20日の第1回公判時の「被告人意見陳述」で、私と
足立正生、山本万里子、戸平和夫の四名に対し、警察庁外事課が中心
となって行われた国際拉致誘拐の犯罪行為を糾弾する
意見を提起した。
- ▶ 更に2003年1月28日の第33回公判における「意見陳述」の
「三、日本—世界の現状と方向性」の冒頭部分では、当時、

日本政府とオーストラリアのチャーター便専門の航空会社との間で行なわれていた。720万ドルにのぼるチャーター料金及び保証金の払い戻し請求をめぐる民事訴訟についても言及した。

- ▶ その後、オーストラリアのブリスベン最高裁は、グローバル・エア・リーシング社に対し、720万ドルのうち保証金600万ドルについては、日本側に返還するよう命じる判決を下したとのことだ。
- ▶ 私たちが日本に強制連行されて来た折、実際に使われた飛行機は、ロシアのエアロ・フロートのチャーター便でした。当然ながら、エアロフロート社に対しても同様の金額の料金と保証金とが支払われていたものと思われず。
- ▶ それでも、グローバル・エア・リーシング社は、120万ドルのチャーター料金については日本に払い戻さなくてもよい、との判決に納得しており、しかもその上で、グローバル・エア・リーシング社側は異議申し立てを行なうと表明していました。
- ▶ この裁判をめぐるのは、グローバル・エア・リーシング社側弁護士から強制連行の不法性について、戸平和夫さんに証言を求める手続きがとられていたのです。結局実現していません。
- ▶ それでも、この裁判についての報道から明らかにしたことから、以下のことがあります。オーストラリアの航空会社に対し、チャーターを発注したのは日本の警察庁と東京地方検察庁であり、同社との契約書には、警察庁の上級管理職者である「ビラノ、カズハル」という名前の人が、チャーター機の目的地、着陸空港指定を行なうことになっていたとのことだ。
- ▶ では、720万ドルもの大金を二つの航空会社に対し、二重に支払うような重要な決済が、誰によって行なわれたのか、東京地検はその当事者として明らかにする責任があります。
- ▶ さらに、私たちが四名に対する国際拉致、誘拐が、日本政府、警察庁、東京地検のどちらの指揮系統、責任によって行なわれたのか、究明される必要があります。

- ▷ 国際社会、訪揚行為が、具体的にはどのように進められていたのかについては、これからの弁護側反証の中で、更に事実の究明に努力を払うこととします。

八、被害者の方々への謝罪

- ▷ 「クアラルンプール闘争」の折、作戦実行部隊の発砲によって、警備員と警官の方に負傷者が出ていた経緯については、今回の意見書の「ニ、クアラルンプール闘争における銃撃状況」のところで既に述べました。
- ▷ 負傷した3名の方々のうち、スクタフ・シンさんと、アブド・ラザクさんは、日本の裁判所の要請により行われた、マラヤ高等裁判所での口属証尋問にも応じておられます。
- ▷ その尋問の最後の部分で、スクタフ・シンさんは「犯人グループについて、物々の増しはありましたか、時間も経てば経つほど、どうようおたひことです。今現在はどのような気持ちも持っています。刑罰は日本の裁判所に委任せしめ」と述べられ、アブド・ラザクさんは「犯人グループにどのような気持ちも持っています。刑罰について述べることは何もありません」と述べておられます。
- ▷ これまで、オランダやスウェーデンからの「ハーグ」「クアラルンプール」の件での被害者の方々による遠路の来日、証言は6人の方々について実現しています。それらの方々の被害者としての糾弾は、正面から受けとめるものであります。
- ▷ 一方で、欧州のより豊かな国々からの証人の方々も遠路、来日の労をとられていたのに対し、マレーシアの被害者の方々は、外国旅行の機会を辞退する形となっております。マレーシアも、かつては日本が植民地支配し、日本語教育や日本円の通貨まで押し付けていた被害国です。それにとってはスクタフ・シンさんとアブド・ラザクさんの証言は、さわめて胸にこたえることとなっております。深刻な、かつ真剣に受けとめ、「ハーグ」「クアラルンプール」の二つの件で人傷とされた方々、負傷した方々に重ねて謝罪の意を表明します。

以上。

騎士団 VOL. 11 加筆訂正表

22 頁 3 行目へ追加

私が「思想闘争」なるものに疑問以上の批判を抱くに至った契機に、76 年のヨルダンでの二人の同志の被逮捕の件がありました。自己批判とか思想闘争とか言いつつ、パリやストックホルムでの逮捕と同様の失敗を繰り返し、なおかつ秘密主義を貫くあり方に怒りすら覚えていたということがあったのです。

24 頁 20 行目

不等性 → 不当性

25 頁 4 行目

「思想」のあとに「闘争」を追加

37 頁 1 行目のあとに

「複数の国籍の外国人ボランティアたち数人がアラブ語で会話を交わす、ということも日常的に行われていたのです」を追加

編集・発行 ハルの会

1部 500円